

余市町強靱化計画

(国土強靱化地域計画)

(令和7年7月)

余市町防災会議

目 次

I 強靱化の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 強靱化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定・ 5
- 3 評価の実施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 強靱化に向けた施策の充実・強化・・・・・・・・ 11

III 強靱化のための施策プログラム

- 1 施策プログラム策定の考え方・・・・・・・・・・ 13
- 2 推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 施策プログラム一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

IV 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 計画の推進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 必要な予算の確保に向けた国への働きかけ・・・・ 26
- 5 まちづくり基本構想の目標達成にむけた施策の推進・・ 26

別表1 強靱化に関する脆弱性評価・・・・・・・・ 29

別表2 強靱化のための施策プログラム推進事業一覧・・・・ 37

I 強靱化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。こうした中、国においては2013（平成25）年12月に大規模自然災害に対し、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が施行され、2014（平成26）年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。

国土強靱化の理念として、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていく必要があることから、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」推進が求められている。

これを受けて北海道においても、国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画（以下「道強靱化計画」という。）」を2015（平成27）年3月に策定し、日本海沿岸・太平洋沖（根室沖）地震や火山噴火などの大規模自然災害リスクに対する強靱化を図るために、

- ① 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- ② 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- ③ 北海道の持続的成長を促進する

ことを目標に北海道の強靱化を進めているところである。

本町においても、災害に強いまちづくりを推進するため、「基本計画」「道

強靱化計画」と調和のとれた国土強靱化地域計画として「余市町強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

2 計画の位置づけ

本町においては、町が取り組んでいく施策や方向性を示すまちづくりの最上位計画として「余市町総合計画（以下「総合計画」という。）」を策定しているが、本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、国土強靱化に関係する部分について、本町における様々な計画等の本町の地域全般における国土強靱化に関する指針として位置づける。

また「余市町地域防災計画（以下「防災計画」という。）」との関係については、防災計画では、地震、津波や風水害といった災害を特定し、その災害ごとに万が一発生した場合の対応方法について計画をまとめているが、本計画は、災害ごとの対処方法をまとめるものではなく、考え得る自然災害を見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような地域全体の強靱化として、行政機能や地域社会、地域経済を作り上げていこうとするものである。

なお、この他にもまちづくりに関する各種計画が策定されているが、本計画で示す指針に基づき、必要に応じて各種計画の見直しを行うこととする。

3 強靱化の目標

本町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な機能を維持し、災害に強いまちづくりを推進することに加え、国・北海道の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

そして本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みである。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

以上の考え方を踏まえ、本町の強靱化を進めるに当たっては、基本計画に掲

げる4つの基本目標に配慮した北海道強靱化の目標を踏まえ、次の3点を本町強靱化の目標として掲げ、関連施策を推進する。

本町強靱化の目標

- ① 大規模災害から町民の生命・財産と町の重要な機能を守る
- ② 北海道全体、国の強靱化への貢献、連携の促進
- ③ 災害に強い地域社会や地域経済の実現と迅速な復旧・復興体制の確立

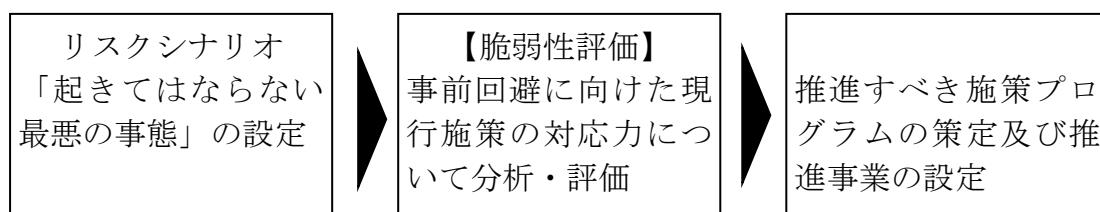
II 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されており、これを受けた北海道においても、北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法を参考に脆弱性評価を実施している。

本町においても、本計画に掲げる本町の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道の脆弱性評価を参考として次の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害をリスクの対象として、評価を実施するとともに、国土強靱化、北海道強靱化への貢献という観点から、町内での大規模自然災害に加え、町外における大規模災害、首都直下型地震や南海トラフ地震などの道外の大規模災害における北海道と本町の対応力についても併せて評価を行う。

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

北海道の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオについては、国の基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など北海道の地域的特性や近年の

II 脆弱性評価

自然災害から得られた知見を踏まえ、区分の整理・統合を行い、7つのカテゴリーと21の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、北海道のリスクシナリオをもとに、北海道並びに後志管内各市町村と一体的取り組みを実施する観点から整合性を図り、本町の地域的特性などを踏まえ、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	① 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生（町内）
		② 土砂災害による多数の死傷者の発生（町内）
		③ 大規模津波等による多数の死傷者の発生（町内）
		④ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水（町内）
		⑤ 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生（町内）
		⑥ 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大（町内）
		⑦ 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大（町内）
2	救助・救急活動等の迅速な実施	① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止（町内／町外）
		② 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞（町内／町外）
		③ 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺（町内／町外）
3	行政機能の確保	① 行政機能の大幅な低下（町内／町外）
4	ライフラインの確保	① 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止（町内／町外）
		② 食料の安定供給の停滞（町内／町外）
		③ 上下水道等の長期間にわたる機能停止（町内）
		④ 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止（町内／町外）
5	経済活動の機能維持	① 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞（町内／町外）
		② 物流機能等の大幅な低下（町内／町外）
6	二次災害の抑制	① 農地・森林等の被害による国土の荒廃（町内）
7	迅速な復旧・復興等	① 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興等の大幅な遅れ（町内）
		② 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊（町内／町外）

※「起きてはならない最悪の事態」の末尾には、対応すべきリスクの所在を記載

町内：町内で発生する大規模自然災害に起因する最悪の事態

町外：町外（道内及び道外）で発生する大規模自然災害に起因する最悪の事態

3 評価の実施手順

前項で定めた20のリスクシナリオごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行った。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表1「余市町強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであり、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを次のとおり示す。

(1)「人命の保護」に関する事項

- 本町の公共施設の多くは、建設年度から老朽化が進むとされる40年を迎え、大規模な改修・更新時期が集中することが見込まれ、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）、指定避難所（以下「避難所」という。）として活用する公共施設もあることから、総合的、計画的な管理を行い長寿命化を図ることが必要である。また耐震化が必要な施設については、老朽度を考慮の上、段階的に耐震化を推進する必要がある。
- 近年における人口減少や少子高齢化、更には既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、町内の住宅に空家が年々増加しており、適切な管理が行われていない結果として、安全性が低下し、地震発生時における倒壊等の危険性を有していることから、空家に対する有効な対策を講じる必要がある。
- 国、北海道と連携した治水対策への取組について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。また河川管理施設については、計画的な老朽化対策など施設の適切な整備・維持管理が必要である。
- 下水施設の整備については、ストックマネジメント計画に基づき、改築・更新を推進するとともに、下水道による雨水整備について未整備箇所を含め整備の促進が必要である。
- 本町の地域的特性を考慮し、本町に最も適合した方式による防災行政無線等を整備し、町民に対する防災上重要な情報伝達手段を確立することが

必要である。

- 「自助」「共助」の取組を最大限に発揮するため、地域防災力の向上に向けた防災学習会、防災教育及び地域防災訓練等を推進する必要がある。

(2)「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- 災害時の物資の供給をはじめ、医療、救助・救援、応援、連携要領など応急対策に必要な各分野において、関係機関、関係市町村、民間企業・団体等と応援協定を締結しているが、協定の実効性を確保するため、対象業務の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、町民が参加する避難訓練の実施等、平時の防災活動を活発に実施する必要がある。
- 防災計画第3章「余市町災害時備蓄計画」に基づき、各指定避難所に対する備蓄品、防災資機材等の取得、配分を推進する必要がある。
- 各種防災訓練等を活用し、消防、警察、自衛隊など、関係機関相互の情報共有、連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- ライフスタイルの多様化、建築物の高層化等により、災害時の火災発生形態も複雑多岐となることから、消防機能の充実と救急需要に迅速かつ的確に対応する救急体制の充実・強化を図る必要がある。
- 平時から区会や各種ボランティア団体、NPO法人等を結び付ける体制を整備し、要配慮者に対する相互扶助の精神、助け合う心の大切さを広めることが必要である。

(3)「行政機能の確保」に関する事項

- 災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、業務継続体制の一層の強化が必要である。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるために、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や、非常時優先業務等の選定を行うなどの受援体制を構築するとともに、他の自治体等に対する応援について、職員の研修や活動に必要な事務機器等を準備する等、応援体制の整備を図ることが必要である。

(4)「ライフラインの確保」に関する事項

II 脆弱性評価

- 町民生活に重要なライフラインである水道施設の耐震化を促進するとともに老朽管の更新や管網の整備といった配水管の整備を行い、災害時においてもライフラインとしての機能が損なわれることなく給水が確保できるよう機能の強化を図る必要がある。
- 災害時における救助・救援活動等を円滑に行うため、代替性の高い公共交通機関の維持・充実を図るとともに、下支えとなる高規格道路を軸とした道路ネットワーク維持・充実、強化により、本町の孤立化を防ぎ、応急対策を円滑に実施するため、地域交通ネットワークの一層の充実を図る必要がある。
- 町道の舗装や、橋りょう等の構造物は、長寿命化計画等、個別施設計画に基づく補修工事や点検などにより、適切な維持管理を行い、安全・安心で円滑な通行の確保に努める必要がある。

(5)「経済活動の機能維持」に関する事項

- 平時より、本町の農業、林業、漁業・水産加工業、商工業の各産業を活性化し、災害の発生における産業環境の急変に対応できる基盤を確立するとともに、地元農水産物の6次産業化を推進する等、各産業振興に取り組む必要がある。

(6)「二次災害の抑制」に関する事項

- 二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備・保全や農地・農業水利施設等の保全管理、防災対策を推進する必要がある。

(7)「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- 災害の迅速な復旧・復興に向け、仮設住宅等の確保や災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。
- 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な建設業がその役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。

5 強靱化に向けた施策の充実・強化

脆弱性評価の結果を踏まえると、本町における強靱化施策の充実・強化のためには、建物系公共施設、道路、橋梁などの老朽化対策及び耐震化やソフトとハードが一体となった浸水害対策といった、近年の地震災害や大雨災害から得られた教訓へ適切に対応するとともに、町民に対する重要な災害情報の伝達手段を確立すること、また「自助」「共助」を最大限に発揮した地域防災力向上に向けた取組の推進、さらには、こうした強靱化施策の実効性を高めるための取組として、北海道と連携した国費予算の安定的な確保に努める必要がある。

Ⅲ 強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

Ⅱに示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、国、北海道、本町、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取組むべきハード・ソフト両面からの施策を20の最悪の事態ごとに取りまとめ整理した。

2 推進事業

施策推進に必要な手段が見える化し、着実な進捗を図るため、施策に関連する具体的な事業を推進事業とし、巻末の別表2「強靱化のための施策プログラム推進事業一覧」のとおり示す。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、必要に応じ推進事業の見直し、追加を行う。

3 施策プログラム一覧

- 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない

(1) 人命の保護

- ① 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
 - ア 地震等による建築物の大規模倒壊
 - 良質な公営住宅ストックを確保するため、建て替え事業も視野に入れ、既存公営住宅の居住水準の向上を図るための改善事業を促進

する。

- 在宅高齢者や障がい者が、住み慣れた土地で安心して快適に暮らすことができるよう必要な住宅の供給を推進する。
- 土地区画整理事業等への支援を通じた宅地の供給促進に努める。
- 建物系公共施設の長寿命化を図り、現況の把握をもとに計画的な修繕を行うとともに人口の増減や人口構成の変化に応じて、総量の適正化（削減）を検討するとともに、財源に見合う施設の維持・更新を実施し、現況に対応したサービスを提供する。

イ 緊急輸送道路等の整備

- 交通需要と主要幹線道路や町内交通網の整合性について関係機関と協議を進め、本町の実情に即した交通網の確立を図る。
- 町道について、地域の生活道路としてその整備充実を推進する。

ウ 適切な管理が行われていない空家等の対策

- 空家等の実態調査、所有者等の当事者意識の啓発及び相談体制の整備により発生を抑制し、改修による空家等の再生支援及び「空き家BANK」への登録案内・周知により、需要と供給のマッチングを促進し、特定空家等の除去（解体）の支援、特定空家等の対応に係る相談・実施体制の整備及び特定空家等の判定及び措置により管理不全な空家等の防止・解消に努める。

エ 火災に伴う死傷者の発生

- さまざまな災害から町民の生命・財産を守り、被害を最小限に抑えるため、消防体制と火災予防・警防体制の充実強化、救急救助体制の充実・強化に努める。

② 土砂災害による多数の死傷者の発生

ア 警戒避難体制の整備等

- 近年に発生した土砂災害を教訓とした、防災計画の適切な見直しによる、土砂災害に強いまちづくりへの取組を推進する。
- 土砂災害避難訓練、防災学習会等の実施、土砂災害警戒区域等の指定に係る説明会及び防災ガイドマップの普及などにより、町民の防災意識の高揚に努める。

- 町民と行政の協働により、土砂災害から身を守る体制づくりを推進する。

③ 大規模津波等による多数の死傷者の発生

ア 津波避難体制の整備

- 東日本大震災を教訓として、必要な場合、防災計画、防災ガイドマップ等を適切に見直し、津波災害に強いまちづくりへの取組を推進する。
- 津波避難訓練、防災学習会等の実施や、防災ガイドマップの普及により、町民の防災意識の高揚に努める。
- 町民と行政の協働により、津波災害から身を守る体制づくりを推進する。

イ 海岸保全施設等の整備

- 余市港について、港湾利用者と協議しながら、維持保全に努める。
余市港海岸についても、老朽化対策など施設の適切な維持、保全に努めるとともに、関係機関に対しても適切な維持管理を要望する。

④ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

ア 洪水浸水避難体制の整備

- 近年発生する大雨等の浸水害を教訓とした、防災計画の適切な見直しによる、浸水害に強いまちづくりへの取組を推進する。
- 風水害避難訓練、防災学習会等の実施や、防災ガイドマップの普及により、町民の防災意識の高揚に努める。
- 町民と行政の協働により、風水害から身を守る体制づくりを推進する。

イ 河川改修等の治水対策

- 地域の生活と産業を守るため、災害に強い河川整備を推進し、余市川については河川の環境保全、ヌッチ川、畚部川の治水対策については、自然環境に配慮した事業の計画的推進を引き続き関係機関に要望するとともに、町管理河川について、老朽化対策など施設の適切な維持保全や治水対策に努める。

ウ 下水道による雨水対策

- 下水道事業による雨水未整備箇所に対する整備の促進と浸水被害の軽減を図るため町民自助への取組を支援するソフト対策への取組を推進する。

⑤ 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

ア 暴風雪時における道路管理情報の共有等

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関と迅速に共有できる体制づくりを推進するとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。

イ 除雪体制の確保

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図る等、相互支援体制を強化する。
- 町内の主要な道路維持に関し、平時から町民の理解と協力を受け「余市町冬を快適に過ごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めるとともに、流融雪溝について、関係機関・団体と連携し万全な維持管理に努める。

⑥ 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

ア 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- 各避難所等における防寒対策として、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、携帯トイレなどの備蓄を推進する。

⑦ 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

ア 関係機関等の情報共有の強化

- 災害情報に関する関係機関との情報共有と町民に対する迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの更なる効果的活用を図るとともに、状況に応じて連絡員を派遣する等、関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて

て、更に効果的に活用するため、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を要望する。

- 災害時における行政機関の通信回線を確保する総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備の促進等、北海道と連携して通信手段の多重化を促進する。

イ 地域防災活動の推進

- 近年発生した災害を教訓とした、防災計画の適切な見直し及び指定避難所運営マニュアルの周知・徹底など災害に強いまちづくりへの取組を推進する。
- 各種避難訓練、防災学習会等の実施や、防災ガイドマップの普及により、町民の防災意識の高揚に努める。
- 町民と行政の協働により、災害から身を守る体制づくりを推進する。

ウ 町民等への情報伝達体制の強化

- 地理的条件など本町に適した、確実な情報伝達手段を検討するとともに、防災行政無線システムについて調査を実施し、災害時における町民等に対する情報伝達体制の整備を推進する。

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

- ① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

ア 支援物資の供給等に係る連携体制の整備

- 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、応援、連携要領など災害時の応急対策に必要な各分野において、関係機関、関係市町村、民間企業・団体等と応援協定を締結しているところであるが、これらの協定に基づく訓練に町民の参加を含め平時に活発に実施し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを北海道等と連携し適宜実施する。
- 近年発生した自然災害を教訓として、地域防災計画の適切な見直し、特に支援物資の受入に係る事項の具体化など災害に強いまちづ

くりへの取組を推進する。

イ 非常用物資の備蓄促進

- 非常用物資、防災機材等の取得、備蓄など計画的に推進する必要がある。
- 各種避難訓練、防災学習会等の実施や、防災ガイドマップの普及により、町民の防災意識の高揚に努める。
- 町民と行政の協働により、災害から身を守る体制づくりを推進する。

② 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

ア 合同訓練など関係行政機関連携体制整備

- 各種防災訓練等の場を活用し、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を向上させる。

イ 消防機能の充実

- ライフスタイルの多様化や建築物の高層化等により火災の形態も複雑多岐にわたっており、これに対応するため、消防施設、消防設備、消防車両・資機材の整備と消防職員や消防団員の教育や訓練を進め、消防組織の充実等、消防力の強化、特に消防機能の充実と救急需要に迅速かつ的確に対応する救急体制の充実・強化を図る。

③ 被災地における保健・医療・福祉機能の麻痺

ア 救急医療体制の充実

- 医療スタッフの確保を支援するとともに、救急医療体制を確保し、地域医療の充実を図る。

イ 保健機能の充実

- 町民の健康と生活を守るための機能の充実を図り、互いに支え合う地域づくりを推進し、地域ぐるみの健康づくりの推進を図る。

ウ 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

- 避難所運営マニュアル等により、避難所における良好な生活環境を維持するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や生活環境（特に、トイレ環境）の改善に必要な備品等の整備を推進するとと

もに必要な場合、適切に見直しを実施する。

エ 災害時における福祉的支援

- 少子高齢化・核家族化の進展により、家族機能や、共に支え合う地域機能が低下してきていることから、共助の再構築に努めるとともに、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会への支援を行う。
- 高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み安心して暮らすことができるよう、ボランティア等の地域資源を有効かつ効果的に活用する。
- 単身高齢者、認知症高齢者への支援の充実については、「余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき、地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実に努める。
- 要支援者に対して、民生委員の協力のもと継続して情報更新を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、地域ごと全体できめ細やかな見守り活動や、緊急時の速やかな支援体制の構築に努める。

(3) 行政機能の確保

① 行政機能の大幅な低下

ア 災害対策本部機能の強化

- 町の災害対策本部の機能強化に向け、実動訓練などを通じ、職員の参集範囲や各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法など検証し、必要に応じて見直しを行う。また本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料などの非常用備蓄を計画的に推進する。

イ 業務継続計画の整備

- 業務継続計画を策定し、災害時における業務の継続体制を確保するとともに、ICT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、対処要領を確立する。

ウ 町内外の自治体との応援・受援体制の整備

- 北後志広域防災連携により、効率的・効果的な広域行政の推進を図る。

- 「北しりべし定住自立圏」の形成により、圏域全体の生活機能、ネットワークマネジメント能力の強化を図る。
- 後志総合開発期成会など各種期成会活動を通し、圏域の課題解決を図る。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や、非常時優先業務等の選定を行うなどの受援体制を構築するとともに、他の自治体に対する応援について、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など応援体制を検討し確立する。

（４）ライフラインの確保

① 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

ア 避難所等の電力供給、石油燃料等の確保

- 停電時において各避難所において必要な電力を確保するため、発電機等の整備、備蓄を推進するとともに、必要な燃料について、法令で定める基準の範囲内での備蓄及び燃料の補充要領について検討する。
- 小樽地方石油業協同組合と締結している協定が災害時に有効に機能するよう、平時から情報共有などの連携強化を図る。

イ 電気事業者等との連携

- 北海道胆振東部地震に伴う大規模停電の教訓から、電力需給の安定や新エネルギーの開発、導入に向け、国や北海道及び電気事業者等との連携を強化する。

② 食料の安定供給の停滞

ア 農業経営基盤の整備

- 農業経営基盤の強化と生産技術の高度化、販路の拡大に努めるとともに農業の担い手育成と確保に努める。
- 環境と調和した農業の推進に努めるとともに、基盤施設の長寿命化計画の推進に努める。

イ 水産経営基盤の整備

- つくり育てる漁業の継続・強化に取り組むとともに、本格的な磯焼け対策の実施に取り組む。

- 水産物及び水産加工品の流通対策と販路の拡大・PRの推進に努めるとともに水産関係施設の活用による地域づくりの推進に努める。

ウ 町産食料品の販路拡大

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時において一定の生産量を確保していくことが必要であり、各種取組を推進するとともに、食の付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農水産物の輸出拡大の取組など食関連産業の更なる成長につながる取組を推進する。

③ 上下水道等の長期間にわたる機能停止

ア 水道施設の耐震化、老朽化対策等

- 取水施設、浄水施設、配水池など構造物の耐震化について、建設年次による耐震性評価を参考に施設の更新計画又は廃止計画を考慮し、優先度に応じ必要な補強対策を実施する。

- 管路の耐震化は、基幹管路（導水管、送水管、配水本管、重要給水施設配水管）を優先的に実施する。特に重要給水施設配水管については、震災時において病院や避難所など重要な施設への供給ラインとなることから、市街地を中心に早急に整備を推進する。

- 給水装置の耐震化について、耐震適合性のない管種・継手については配水管更新の際、耐震性の優れた給水管に更新するとともに、適切な止水栓の管理により、給水装置の耐震化と地震対策の強化を推進する。

イ 下水道施設等の耐震化、老朽化対策

- 余市下水処理場の耐震適合性診断を実施する。

- スtockマネジメント計画における污水管耐震適合性診断を実施する。

- 下水道機能の維持と向上に向けた下水処理場及び下水道施設の計画的な更新を推進する。

④ 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

ア 公共交通機関の維持・充実

- 災害時においても有効に機能する、地域が支え・育む持続可能な町内公共交通ネットワークの構築への取組を推進する。

イ 高規格道路を軸とした道路ネットワークの整備

- 交通需要と主要幹線道路や町内交通網の整合性について、関係機関と協議を推進し、本町の実情にあった交通網の確立を図る。
- 国道２２９号におけるＪＲ余市駅前から余市役場までの電線共同溝整備の促進、後志自動車道小樽ジャンクションのフル化の早期完成、町道水田の沢線及び黒川町中通り２号線の道道昇格による整備要望、倶知安余市道路の開通を見据えた市街地道路網の整備について広く関係機関に要望するとともに、協議・検討を推進する。

ウ 道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策

- 町道について、地域の生活道路として、その整備充実を推進するとともに、町道の舗装や、橋りょう等の構造物については、長寿命化計画等、個別施設計画に基づく補修工事や点検などにより、適切な維持管理を行い、安全・安心で円滑な通行の確保に努める。

(５) 経済活動の機能維持

- ① 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

ア 企業の事業継続体制の強化・起業支援等

- 余市町中小企業振興条例に基づく融資及び保証料助成などの中小企業等への支援とともに、余市商工会議所及び余市中小企業相談所への助成措置を継続し、中小企業の経営基盤安定化に努める。
- 国の各種支援施策とも連携しながら、設備投資、商品開発、販路拡大、創業支援等を促進し、地域経済の活性化に努める。
- 商店街の活性化対策として、空き店舗などを活用した起業支援や既存店舗の改修支援など、余市商工会議所や余市町商店街連合会と連携しながら各種支援を行い、商店街の活性化に努める。

② 物流機能等の大幅な低下

ア 陸路における流通路、流通拠点等の整備

- 災害時において陸路における円滑な物資輸送を図るため国道、後志自動車道からの連絡道の主要交通軸の計画的な整備を関係機関に要望するとともに、主要交通軸を補完する生活軸等についても耐震化、老朽化対策等、必要な整備を促進し、災害時における物資の流通経路を確保する。
- 町内の流通拠点となり得る施設について耐震化等の整備状況などを含め検討し防災計画に反映させる。

(6) 二次災害の抑制

① 農地・森林等の被害による国土の荒廃

ア 森林の整備・保全

- 森林資源の保全意識の高揚による林業事業体の体質強化と、官民の連携強化による森林の健全化及び多面的・公益的機能発揮の増進

イ 水利施設等の整備等

- 余市ダム及び関連施設の長寿命化を図るための機能保全事業の推進及び管理団体の育成促進

(7) 迅速な復旧・復興等

① 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

ア 災害廃棄物の処理

- 災害廃棄物の集積場の位置、処理の方法及び本町のみで処理することが困難な場合における近隣市町村への応援など、関係機関と協議・検討を実施し、防災計画に反映させる。

イ 住宅対策

- 災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理について、被害認定調査などの業務に関し、国及び北海道と連携をしながら実施する

ため、その受援要領について協議・検討し、防災計画に反映させる。

② 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

ア 災害対応に不可欠な建設業との連携

- 余市建設業協会との災害時における応急対策活動に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生等により町職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、余市建設業協会と連携促進や専門的技術等の活用を図る。

イ 復旧・復興等の担い手の不足

- 既存企業の育成に努めるとともに、関係機関と連携し事業創設及び拡大による雇用創出を目指す事業者への支援を行い、雇用の場の拡大・確保を図る。
- 冬季間における就労の場の確保に努めるとともに、季節労働者の通年雇用化に向けた支援を行う。

ウ 地域コミュニティ機能の維持・活性化

- 町民の自治意識の高揚と主体的な活動がより一層円滑に推進されるよう、組織の育成、支援を行うとともに、活動や協議の場の提供に努める。
- 環境美化・景観形成・地域福祉・自主防災等の地域コミュニティ活動の促進に取り組む。
- 地域連絡員制度の充実により、区会と行政との一層の協働を推進する。

IV 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

本町の強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、町内外における社会情勢の変化や、国全体の強靱化施策の推進状況、北海道の強靱化の状況などに応じた施策の推進が必要になり、社会情勢の大きな変化等により、計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、適宜見直しを行う。

また本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

(1) 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで、施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、本町の所管部局を中心に、国や北海道との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国、北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、スパイラルアップを図っていく。

なお、計画の進捗状況を踏まえた施策の着実な推進を図るため、政策評価において、総合計画と一体的な推進管理を行う。

3 推進体制

計画の推進に当たっては、町のみならず、国や北海道、他市町村、民間の

関係者が総力をあげて、多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に実施することが不可欠である。

このため、全庁横断的な体制の強化を図るとともに、行政、民間事業者、関係団体等の連携により、本町の強靱化に向けた関連施策の着実な推進を図る。

さらに北海道は、地域の実情を踏まえた計画の推進管理を行うため、総合振興局及び振興局を通じ、道内6つの圏域ごとに、施策の進捗状況や課題等の把握を行うとしている。

本町においても後志総合振興局との連携を更に強化して、本町の取組を主体的かつ着実に進めていくことが重要である。

4 必要な予算の確保に向けた国への働きかけ

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化し、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。

このため国は、令和2年12月に5か年加速化対策を策定し、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図るため、123の対策について中長期の目標を定め、令和3年度から7年度までの5年間で、重点的かつ集中的に取り組んでいる。

北海道においてもこの対策を活用し、国と一体となって対策を進めているが、本町においても、北海道との連携により、本町の状況に応じた長期的な視点で取り組む本格的な強靱化対策が着実に実施できるよう、必要な予算の確保について国に働きかけていく。

5 まちづくり基本構想の目標達成に向けた施策の推進

本町は、第5次総合計画において、まちづくりのメインテーマを「未来に向けて住みやすいまちをつくる」とし、3つの指針を「1. 次世代の可能性を引き出す」、「2. 資源を最大限活用しまちを持続・発展させる」、「3. 激動する社会に柔軟に対応する」と設定した。

その中において、防災に関する施策として、災害対策基本法等の法令改正や国の防災基本計画などの見直しを踏まえ、地域の防災力の向上を図るべく、防災計画や防災ガイドマップの見直しと必要となる防災対策の整備を関係機関と連携のうえ 推進し、さらなる防災力の向上として近隣市町村はもとより、道内外の 市町村や他分野の機関と連携した防災広域化に向けた取組を進めるものとしている。また、災害の被害を最小限にとどめるためには、日頃からの災害に対する備えが大切であることから、防災学習会などを通して区会や学校など地域との連携を図り、防災に関する知識の普及啓発に努めるものとしている。

本計画における強靱化に向けた取組を推進することが、総合計画におけるまちづくりの目標達成に向けた取組であり、施策の推進にあたっては、庁内の所管部局を中心として、国や北海道との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的に推進することが必要である。

【別表 1】強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護	
① 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生（町内）	
【評価結果】 ア 地震等による建築物の大規模倒壊 ○ 住宅（民間住宅、公営住宅）等については調査年度から新築、建て替え等による自然更新により耐震化については向上しているものの、特に民間住宅等について、耐震化情報提供など住宅の安全性向上に関する啓発及び知識を普及する必要がある。 ○ 公共施設については、老朽度や今後の需要も考慮の上、段階的に耐震化を推進する必要がある。 ○ 公共施設の多くは、建設年度から老朽化が進むとされる 40 年を迎え、大規模な改修・更新時期が集中することが見込まれ、人口動態などに基づいた全体面積等を適切に調整する等、施設を良好な状態に保つ取組が必要である。 ○ 避難所として活用する公共施設については、建設後 40 年以上を経過する施設も存在するため、総合的、計画的な管理を行い長寿命化することが必要であり、また耐震化が必要な施設については老朽度を考慮の上、段階的に耐震化を推進する必要がある。 ○ インフラ資産（土木系公共施設、企業会計施設）の多くが、2044 年度から 2063 年度にかけて大規模な改修・更新時期が訪れることが予想され、将来を見据え、個別に定める長寿命化計画等を適切に推進し、維持管理・修繕・更新等を行う必要がある。 イ 緊急輸送道路等の整備 ○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道などと連携を図り整備を推進する必要がある。 ウ 適切な管理が行われていない空家対策 ○ 近年における人口減少や少子高齢化、更には既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い空家等の数が年々増加しており、こうした空家の中には適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等にわたる問題が発生し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることなどから、空家に関する対策を講じる必要がある。 エ 火災に伴う死傷者の発生 ○ 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した、火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置状況、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。	
② 土砂災害による多数の死傷者の発生（町内）	
【評価結果】 警戒避難体制の整備等 ○ 本町の土砂災害警戒区域は警戒区域 57 か所、うち特別警戒区域 44 か所について指定及び公表済である。 ○ 土砂災害（特別）警戒区域の対象地域における避難の実効性を高める取り組みなど警戒避難体制の整備を促進する必要がある。	
③ 大規模津波等による多数の死傷者の発生（町内）	
【評価結果】 ア 津波避難体制の整備 ○ 2017（平成 29）年 2 月、北海道から「新たな津波浸水想定」が公表され、本町に影響が大きいと考えられる津波浸水シミュレーション結果にもとづく津波浸水想定区域をハザードマップにより公表したが、今後、防災学習会等により、普及、徹底を図る等、津波に対する津波避難体制の実効性向上の取組が必要である。 イ 海岸保全施設等の整備 ○ 本町は長大な海岸延長を有していることから、津波被害のみならず、低気圧や台風等に伴う越波被害、浸水被害のリスクがあり、海岸保全施設整備の一層の促進が必要である。	

別表 1 強靱化に関する脆弱性評価

④ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水（町内）	
【評価結果】 ア 洪水浸水避難体制の整備 令和4年4月15日、北海道により余市川以外の水防法により指定されていない河川について浸水想定区域が公表され、令和6年2月、防災ガイドマップの修正を完了し町民に対し周知を行った。 今後はハザードマップの普及・徹底、防災訓練の実施等を促進する必要がある。 ○ 近年の全国的な浸水被害から内水ハザードマップの必要性の認識が高まっていることから、北海道と連携して内水ハザードマップを作成する必要がある。 イ 河川改修等の治水対策 ○ 国、北海道と連携した治水対策への取組について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。 ○ 河川管理施設については、計画的な老朽化対策など施設の適切な整備・維持管理が必要である。 ○ 近年頻発する大雨等による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を促進する必要がある。 ウ 下水道による雨水整備 ○ 既存の道路排水や側溝等の雨水排除を補完する形で限られた地区の整備となっており、近年の局地的な集中豪雨等の現状を鑑みて、未整備箇所の整備と浸水被害の軽減を図るため、町民自助への取組を支援するソフト面の取組が必要である。	
⑤ 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生（町内）	
【評価結果】 ア 暴風雪時における道路管理体制 ○ 北海道では、暴風雪による特殊通行規制や早期の通行規制解除などを目的とした優先確保ルートの設定・運用を試行しているが、通行規制や復旧見込みの情報など、各道路管理者（国、北海道、本町）が連携し、町民に周知徹底するほか、必要に応じ外国人観光客を含め、きめ細やかに対応する必要がある。 イ 除雪体制の確保 ○ 「余市町冬を快適にすごす条例」に基づき、除排雪体制の充実を図っているところであるが、除雪委託業務について、最低補償制度の導入、老朽化した町保有機械の更新と合わせ除雪機械貸付台数の充実を図る必要がある。 ○ 主要幹線町道の除排雪に伴う残雪や個人の道路への投雪による道路幅の減少など、今後においても秩序ある効率的な雪処理を行う体制づくりが必要である。	
⑥ 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大（町内）	
【評価結果】 積雪寒冷を想定した指定避難所等の対策 ○ 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などについて、各指定避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。	
⑦ 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大（町内）	
【評価結果】 ア 関係機関等の情報共有の強化 ○ 近年、北海道と連携し関係防災機関の防災情報等の共有化を進めているが、今後についても被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制の維持が必要である。 ○ 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、関係機関と連携しながら効率的な観測機器の整備を図る必要がある。 ○ 災害関連情報を確実に収集し、警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。 イ 地域防災活動の推進 ○ 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けた「指定避難所運営マニュアル」を周知徹底するとともに、必要な設備、備蓄品等を整備する必要がある。また厳冬期を想定した実践的な訓練の実施など、ハードとソフトの両面の取組が必要である。 ○ 地域防災訓練の実施など「自助」「共助」が最大限に発揮できる地域防災力向上に向けた学習会、防災教育の実施などの取組が必要である。	

別表 1 強靱化に関する脆弱性評価

○ 学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進め、地域、学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施を視野に効果的な取組を行う必要がある。 ウ 町民等への情報伝達体制の強化 ○ 本町の地域特性等を踏まえた防災行政無線の整備、本町の防災上の拠点となる施設の公衆無線LAN環境整備等、町民に対する避難指示等重要な情報伝達、発災時における避難者等の災害情報の収集体制を整備し、普及を図る必要がある。

2 救助・救急活動等の迅速な実施
① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、命に係わる物資・エネルギー供給の長期停止（町内／町外） 【評価結果】 ア 支援物資の供給等に係る連携体制の整備 ○ 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、応援、連携要領など災害時の応急対策に必要な各分野において、関係機関、関係市町村、民間企業・団体等と応援協定を締結しているが、災害時においてこれらの協定の実効性を確保するためにも対象業務の改定など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、町民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に実施する必要がある。 ○ 国や北海道などから災害時における支援物資を受け入れるための物資拠点などを含め、物資調達・輸送などの仕組みを整備する必要がある。 イ 非常用物資の備蓄促進 ○ 防災計画第3章「余市町災害時備蓄計画」に基づいた備蓄品、防災資機材等の整備を推進する必要がある。 ○ 家庭や企業等における自発的な備蓄を促進するための啓発活動に取り組む必要がある。 ○ 北海道と連携し、後志振興局管内の地域間連携による応急物資等の調達等の仕組みの整備を進めるとともに、応援・受援体制の構築を整備する必要がある。
② 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞（町内／町外） 【評価結果】 ア 合同訓練など関係行政機関連携体制整備 ○ 各種防災訓練、防災会議等の場を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。 イ 消防機能の充実 ○ ライフスタイルの多様化や建築物の高層化等により火災の形態も複雑多岐にわたっており、これに対応するため、消防施設、消防設備、消防車両・資機材の整備と消防職員や消防団員の教育や訓練を進め、消防組織の充実等、消防力の強化、特に消防機能の充実と救急需要に迅速かつ的確に対応する救急体制の充実・強化を図る必要がある。
③ 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺（町内／町外） 【評価結果】 ア 救急医療体制の充実 ○ 町民が常に適切な初期救急医療を受けられる体制の整備等を行い、町民の生命を守るために充実した救急医療体制の安定確保及び定着を図る必要がある。 イ 保険機能の充実 ○ 北海道と一体となった保健活動、特に災害時における感染症の拡大を防止するための消毒等を行う体制、定期的な予防接種の実施、避難場所における汚水対策などの防疫対策を推進する必要がある。 ウ 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮 ○ 避難所における良好な生活環境を維持するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。 ○ 自家用車等の車中避難など、避難所以外への避難者に対する対応を検討する必要がある。 エ 災害時における福祉的支援 ○ 災害時のみならず平時からそれぞれの地域で助け合いの精神をもって活動を継続する町内会組織の区会や各種ボランティア団体、NPO法人等を結び付ける体制を整備し、高齢者や障がい者などを相互扶助の精神、助け合う心の大切さを広めることが必要である。

3 行政機能の確保
① 行政機能の大幅な低下（町内／町外）
【評価結果】 ア 災害対策本部機能等の強化 ○ 防災計画により、災害対策本部の組織、運営、設置、所掌事務、配備体制などを規定しているが、今後、訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受け入れ体制、各班相互の連携、報道対応などを含めて本部機能の実施体制の検証を行うなど、計画の実効性を向上させる取組、職員への研修などを通じ、災害対策本部の体制及び機能強化を図ることが必要である。 イ 業務継続計画の整備 ○ 災害時における業務継続体制について、地域防災計画において業務継続計画（BCP）を策定し応急業務及び継続の優先度の高い通常業務を非常時優先業務と位置付けるとともに非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じたが、業務全体の継続体制及び重要な電磁的記録のバックアップを含むICT機器や情報通信ネットワーク等の継続体制について更に整備を促進する必要がある。 ウ 他の自治体との応援・受援体制の整備 ○ 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や、非常時優先業務等の選定を行うなどの受援体制を構築するとともに、他の自治体に対する応援について、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など応援体制を検討しておく必要がある。
4 ライフラインの確保
① 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止（町内／町外）
【評価結果】 ア 避難所等の電力供給、石油燃料等の確保 ○ 停電時においても各避難所において必要な電力を確保するため、発電機等の整備、備蓄を推進する必要がある。 ○ 小樽地方石油業協同組合と「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」を締結しているが、本協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有などの連携強化を図る必要がある。 イ 電気事業者等との連携 ○ 北海道胆振東部地震に伴う大規模停電等の教訓から、電力需給の安定や新エネルギーの開発、導入に向け、国や北海道及び電気事業者等との連携を強化する必要がある。
② 食料の安定供給の停滞（町内／町外）
【評価結果】 ア 農業経営基盤の整備 ○ 農業の先行不安から後継者不足、農業経営者の高齢化が進んでおり、これらの対策として新規就農希望者に対して農業研修等を実施し、円滑な就農を促進することで広く担い手を確保し、本町農業の維持を図る必要がある。 ○ 新規就農者及び既存農業者が果樹の新植・更新をする際の資材購入と、施設園芸の施設の新設・更新をする際の資材購入に対し一部を補助するとともに、生産資材の適正処分に対し一部を補助する等、生産意欲並びに生産性の向上と環境に配慮した安全な農業経営を促進する必要がある。 イ 水産経営基盤の整備 ○ 沿岸漁場の資源拡大に努め、漁業経営の安定をはかるとともに、水産物の安定供給と公益的機能の維持を図るため、藻場の環境・生態系の保全活動を行うなど、水産物資源の持続的利用と良質な水産物で安全で効率的な体制の整備を図り、水産資源の生息環境となる漁場の積極的な保全を図る必要がある。 ウ 町産食料品の販路拡大 ○ 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時において一定の生産量を確保していくことが必要であり、各種取組を推進するとともに、食の付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農水産物の輸出拡大の取組など食関連産業の更なる成長につながる取組を進める必要がある。

③ 上下水道等の長期間にわたる機能停止（町内）
【評価結果】 ア 水道施設の耐震化、老朽化対策等 ○ 町民生活に重要なライフラインである水道施設の耐震化を図るとともに、老朽管の更新や管網の整備といった配水管の整備を行い、災害時においてもライフラインとしての機能が損なわれることなく給水が確保できるよう機能の強化を図る必要がある。 ○ 浄水場等において、耐用年数を経過し、消耗が著しい機械電気設備等の更新を図るとともに、計画的に耐震調査・診断を実施したうえで必要な補強対策を実施し、安全で安定的な水道施設の運用を図る必要がある。 イ 下水道施設等の耐震化、老朽化対策 ○ 余市下水処理場の耐震化適合性診断を実施する必要がある。 ○ スtockマネジメント計画における汚水管耐震化適合性診断を実施する必要がある。 ○ 下水道機能の維持と向上に向けた下水処理場及び下水道施設の計画的な改築更新を推進する必要がある。 ○ 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から、災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。
④ 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止（町内／町外）
【評価結果】 ア 公共交通機関の維持・充実 ○ 町民生活に欠かせない路線バス、鉄道路線の維持・充実を図るため、人口減少、少子高齢化等の現状を踏まえつつ取り組んでいく必要がある。 ・ JR 北海道新幹線の延伸による並行在来線が2030年に廃止が予定されているため、バスを中心とした新たな交通ネットワークの構築など利用者の実態に合わせた公共交通体系の構築に取り組む必要がある。 ・ 高速バス 4路線が運行しており、札幌・小樽方面への通勤・通学、ニセコ方面へのインバウンド観光に多く利用されており、輸送の継続が必要である。 ・ 幹線バス・地域内バス 幹線バス5路線、地域内バス1路線が運行しており、効率的な運行について検討する必要がある。 イ 高規格道路を軸とした道路ネットワークの整備 ○ 国道229号におけるJR余市駅前から余市役場までの電線共同溝整備の促進、後志自動車道小樽ジャンクションのフル化の早期完成、町道水田の沢線及び黒川町中通り2号線の道道昇格による整備要望、俱知安余市道路の開通を見据えた市街地道路網の整備について広く関係機関に要望するとともに、協議・検討を推進する必要がある。 ウ 道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策 ○ 町道の舗装や、橋りょう等の構造物は、長寿命化計画等、個別施設計画に基づく補修工事や点検などにより、適切な維持管理を行い、安全・安心で円滑な通行の確保に努める必要がある。
5 経済活動の機能維持
① 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞（町内／町外）
【評価結果】 ア 企業の事業継続体制の強化・起業支援等 ○ 商工会議所をはじめ各関係機関による経営指導を仰ぎ中小企業に対する経営安定と商工業の体制づくりを推進するとともに、設備投資等に係る固定資産税の一部、街路灯の電灯料及び街路灯設置の一部を助成し、中小企業者の設備投資を支援する等により、地場産業の育成を図る必要がある。 ○ 運転資金・設備資金に対し助成を行う等、企業の負担を軽減させ、町内の金融機関からの融資のあっせん等、各種融資制度の活用と金融の円滑化を推進する必要がある。

別表 1 強靱化に関する脆弱性評価

② 物流機能等の大幅な低下（町内／町外）
【評価結果】 ア 陸路における流通路、流通拠点等の整備 ○ 災害時において陸路における円滑な物資輸送を図るため国道、後志自動車道からの連絡道の主要交通軸の計画的な整備を関係機関に要望するとともに、主要交通軸を補完する生活軸等についても耐震化、老朽化対策等、必要な整備を促進し、災害時における物資の流通経路を確保する必要がある。 ○ 町内の流通拠点となり得る施設について耐震化等の整備を含め検討し設定する必要がある。
6 二次災害の抑制
① 農地・森林等の被害による国土の荒廃（町内）
【評価結果】 ア 森林の整備・保全 ○ 造林事業者の厳しい経営環境により計画的な森林の伐採及び植栽が遅れている現状を踏まえ、経営資源として長期的視点での森林整備計画に沿った森林の健全化と多面的・応益公益的機能の増進を図る必要がある。 ○ 公益的機能の発揮に配慮した伐採を促すとともに、伐採後の確実な植林等を支援することにより、森林資源の循環利用を推進し、森林の有する多面的機能の発揮と山林地域の振興を図り民有林の造林の拡大推進を図る必要がある。 ○ 町有林を保持しながら森林としての機能を高め適正処理を実施する必要がある。 ○ 計画的かつ一体的な森林施業に不可欠な森林の現況調査や地域活動の確保等を推進し、森林の有する多面的機能の発揮を図る必要がある。 イ 水利施設等の整備等 ○ 余市ダム及び水利施設である国営及び道営造成施設については、経年劣化による損傷がみられることから、国の機能保全事業の実施及び土地改良区における計画的改修事業を実施する必要がある。
7 迅速な復旧・復興等
① 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ（町内）
【評価結果】 ア 災害廃棄物の処理 ○ 災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の処理及び死亡獣畜の処理等について防災計画第4章第12節「廃棄物等処理計画」において定めているが、集積場の位置、処理の方法及び町のみで処理することが困難な場合における近隣市町村への応援など、関係機関と協議・検討を実施し、計画の実効性向上を図る必要がある。 イ 住宅対策 ○ 災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は防災計画第4章第17節「住宅対策計画」により定めているが、被害認定調査などの業務に関し、国及び北海道と連携をしながら実施するため、その受援要領について検討が必要である。
② 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊（町内／町外）
【評価結果】 ア 災害対応に不可欠な建設業との連携 ○ 町と余市建設業協会は、災害時における応急対策活動に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生等により町職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、余市建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。 イ 復旧・復興等の担い手の不足 ○ 町の経済、産業構造さらには少子高齢化などの状況を踏まえ、町内における雇用確保、労働者の福利厚生の充実に向け関係機関と連携し、就労対策を継続する必要がある。

別表 1 強靱化に関する脆弱性評価

○ 移住希望者や検討者向けに情報発信を行い、移住定住の促進に努める必要がある。 ウ 地域コミュニティ機能の維持・活性化 ○ 少子高齢化・核家族化の進展により、家族機能や、共に支えあう地域機能が低下してきていることから、共助の再構築に向け、町民との対話の仕組みを確立し、区会や余市町自治推進委員会などを通じ町民と行政が連携して歩むまちづくりを推進するとともに、余市町社会福祉協議会と連携しながら、各団体と組織への支援や活動の場の提供に努める必要がある。 ○ 災害の被害を最小限にとどめるためには、日頃からの災害に対する備えが大切であり、防災学習会などを通じて区会や学校など地域との連携を図るとともに、防災に関する知識の普及啓発を行い、地域における防災力の強化を図る必要がある。
--

【別表2】強靱化のための施策プログラム推進事業一覧

1 人命の保護		
①地震等による建築物の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生		
ア地震等による建築物の大規模倒壊		
○公営住宅等整備事業	まちづくり計画課	
○公営住宅等ストック総合改善事業		
○地域住宅政策推進事業		
イ緊急輸送道路等の整備		
○町道整備事業	建設課	
○道路橋梁整備事業		
○道路ストック修繕事業		
○都市計画道路登川線道路調査事業		
○都市計画道路変更業務（1・3・1 余市望海台通）		まちづくり計画課
ウ適切な管理が行われていない空家対策		
○空家住宅除却費補助事業	まちづくり計画課	
○空き家対策総合支援事業		
○空き家再生等推進事業		
エ火災に伴う死傷者の発生		
○救急医療体制整備事業	保険課	
○消防車両購入事業	北後志消防組合	
○災害対応特殊緊急自動車購入事業		
○気象観測装置検定		
②土砂災害による多数の死傷者の発生		
警戒避難体制の整備等		
○防災事業	総務課	
○防災情報基盤整備事業		
○防災情報通信設備整備事業		
③大規模津波等による多数の死傷者の発生		
ア津波避難体制の整備		
○防災事業	総務課	
○防災情報基盤整備事業		
○防災情報通信設備整備事業		
イ海岸保全施設等の整備		
○港湾施設・海岸保全施設補修事業	建設課	
④突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水		
ア洪水浸水避難体制の整備		
○防災事業	総務課	
○防災情報基盤整備事業		
○防災情報通信設備整備事業		

(つづき)

1 人命の保護		
④突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水		
	イ河川改修等の治水対策	
	○道営水利施設整備事業	建設課
	○国営造成施設管理体制整備促進事業（余市川土地改良区）	
	ウ下水道による雨水対策	
	○町道整備事業	建設課
	○下水道雨水函（管）渠整備事業	下水道課
⑤暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生		
	ア暴風雪時における道路管理情報の共有等	
	○防災事業	総務課
	○防災情報基盤整備事業	
	○防災情報通信設備整備事業	
	イ除雪体制の確保	
	○建設機械購入事業	建設課
	○除雪作業車等保管倉庫建設事業	
⑥積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大		
	積雪寒冷を想定した避難所等の対策	
	○防災事業	総務課
	○防災情報基盤整備事業	
	○防災情報通信設備整備事業	
	○道の駅再編整備事業	商工観光課
	○公園環境整備事業	建設課
	○各小中学校施設改修事業	教育委員会
	○中央公民館設備整備事業	
	⑦情報収集伝達の不備、途絶等による死傷者の拡大	
	ア関係機関等の情報共有の強化	
	○防災事業	総務課
	○防災情報基盤整備事業	
	○防災情報通信設備事業	
	イ地域防災活動の推進	
	○防災事業	総務課
	ウ町民等への情報伝達体制の強化	
	○防災情報基盤整備事業	総務課
	○防災情報通信設備整備事業	

(つづき)

2 救助・救急活動等の迅速な実施		
①被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
ア支援物資の供給等に係る連携体制の整備		
○防災事業	総務課	
イ非常用物資の備蓄促進		
○防災事業	総務課	
②消防、警察、自衛隊等の被災地等における救助・救急活動の停滞		
ア合同訓練など関係行政機関関連体制整備		
○防災事業	総務課	
イ消防機能の充実		
○救急医療体制整備事業	子育て・健康推進課	
○消防車両購入事業	北後志消防組合	
○災害対応特殊緊急自動車購入事業		
○気象観測装置検定		
③被災地における保健・医療・福祉機能の麻痺		
ア救急医療体制の充実		
○救急医療体制整備事業	子育て・健康推進課	
○余市協会病院救急医療体制維持補助事業		
○余市協会病院医療研究補助事業		
イ保健機能の充実		
○感染症予防対策事業	子育て・健康推進課	
○成人保険対策事業		
○母子保健対策事業		
ウ避難所等の生活環境の改善、健康への配慮		
○福祉センター入舟会館改修事業	福祉課	
○コミュニティーセンター建設事業		
○防災事業	総務課	
○防災情報基盤整備事業		
○防災情報通信設備事業		
○道の駅再編整備事業	商工観光課	
○公園環境整備事業	建設課	
○各小中学校施設改修事業	教育委員会	
○中央公民館設備整備事業		
エ災害時における福祉的支援		
○児童福祉事業	子育て・健康推進課	
○放課後子どもプラン推進事業		
	教育委員会	

(つづき)

2 救助・救急活動等の迅速な実施		
③被災地における保健・医療・福祉機能の麻痺		
エ災害時における福祉的支援		
○地域子育て支援拠点事業	子育て・健康推進課	
○高齢者在宅総合ケアセンター施設整備資金償還補助事業	保 険 課	
○在宅介護支援センター運営委託事業		
○余市町高齢者福祉サービス事業		
○余市町介護予防事業		
○余市町介護予防・日常生活支援総合事業		
○余市町地域包括ケアシステム推進事業	福 祉 課	
○余市町成年後見制度利用促進事業		
○余市町住宅改修費給付事業		
○手話通訳者派遣事業		
○福祉センター入舟会館改修事業		
3 行政機能の確保		
行政機能の大幅な低下		
ア災害対策本部機能の強化		
○防災事業	総 務 課	
○防災情報基盤整備事業		
○防災情報通信設備整備事業		
イ業務継続計画の整備		
○防災事業	総 務 課	
ウ町内外の自治体との応援・受援体制の整備		
○防災事業	総 務 課	
4 ライフラインの確保		
①長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止		
ア避難所等の電力供給、石油燃料等の確保		
○防災事業	総 務 課	
イ電気事業者等との連携		
○防災事業	総 務 課	
②食糧の安定供給の停滞		
ア農業経営基盤の整備		
○果樹園野そ駆除事業	農林水産課	
○新規就農者農業研修事業		
○果樹奨励品種植栽事業		
○農業経営基盤整備事業		

(つづき)

2 ライフラインの確保		
②食料の安定供給の停滞		
イ水産経営基盤の整備		
○浅海増殖事業	農林水産課	
○淡水増殖事業（アユ資源増殖事業）		
○水産多面的機能発揮対策事業		
ウ町産食料品の販路拡大		
○ワイン産業事業	政策推進課	
○北海ソーラン祭り事業	商工観光課	
○味覚の祭典事業		
③上下水道等の長期間にわたる機能停止		
ア水道施設の耐震化、老朽化対策等		
○排水管整備事業	水 道 課	
○水道施設更新事業		
○量水器設置事業		
○水道施設耐震化事業		
○重要給水施設排水管耐震化事業		
イ下水道施設の耐震化、老朽化対策等		
○下水道管渠整備事業	下水道課	
○下水道処理場整備事業		
○余市町下水処理場耐震診断業務		
○ストックマネジメント計画【改築更新計画（污水管耐震診断）】		
○下水道広域化推進総合事業（し尿受入施設）		
○合併処理浄化槽設置整備事業	環境対策課	
④町外との基幹交通及び地域交通ネットワーク機能の停止		
ア公共交通機関の維持・充実		
○境界病院バス路線運行維持対策事業	政策推進課	
○後志地域生活交通確保対策事業		
○余市町地域公共交通網形成事業		
イ高規格道路を軸とした道路ネットワークの整備		
○町道整備事業	建 設 課	
○都市計画道路登川線道路調査事業		
○都市計画道路変更業務（1・3・1 余市望海台通）	まちづくり計画課	
ウ道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策		
○道路橋梁整備事業	建 設 課	
○道路ストック修繕事業		

(つづき)

5 経済活動の機能停止		
長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動の停滞		
	ア企業の事業継続体制の強化・起業支援等	
	○町内空き店舗棟活用支援事業	商工観光課
	○余市町商店街活性化対策事業	
	イ陸路における流通路、流通拠点の整備	
	○道路橋梁整備事業	建設課
	○道路ストック修繕事業	
	○防災事業	総務課
6 二次災害の抑制		
農地・森林等の被害による国土の荒廃		
	ア森林の整備・保全	
	○未来につなぐ森づくり推進事業	農林水産課
	○町有林保育事業	
	○町有林野そ駆除事業	
	○有害鳥獣被害防止対策支援事業	
	○有害鳥獣被害防止総合対策事業	
	イ水利施設等の整備等	
	○道営水利施設整備事業（余市川土地改良区）	農林水産課
	○国営造成施設管理体制整備促進事業（余市川土地改良区）	
	○農業水路等長寿命化防災減災事業	
7 迅速な復旧・復興等		
①災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の遅れ		
	ア災害廃棄物の処理	
	○公害対策事業	環境対策課
	○地球温暖化対策事業	
	○一般廃棄物処理対策事業	
	○資源物処理対策事業	
イ住宅対策		
	○防災事業	建設課
	○高速道路供用開始に伴う広域連携事業	まちづくり計画課
②復旧・復興等を担う人材の全体的不足や地域コミュニティの崩壊		
	ア災害対応に不可欠な建設業との連携	
	○防災事業	建設課
	イ復旧・復興等の担い手の不足	
	○労働者生活安定対策事業	商工観光課

(つづき)

7 迅速な復旧・復興等		
	②復旧・復興等を担う人材の全体的不足や地域コミュニティの崩壊	
	イ復旧・復興等の担い手の不足	
	○移住・定住促進事業	政策推進課
	ウ地域コミュニティ機能の維持・活性化	
	○防災事業	総務課
	○北海ソーラン祭り事業	商工観光課
	○味覚の祭典事業	
	○移住・定住促進事業	政策推進課

沿 革

令和 2 年 2 月策定

令和 7 年 7 月修正

余 市 町 強 韌 化 計 画

(国土強韌化地域計画)

余 市 町 防 災 会 議

(余市町総務部総務課)